

歳入確保に係る基本方針

平成 24 年（2012 年）7 月

豊 中 市

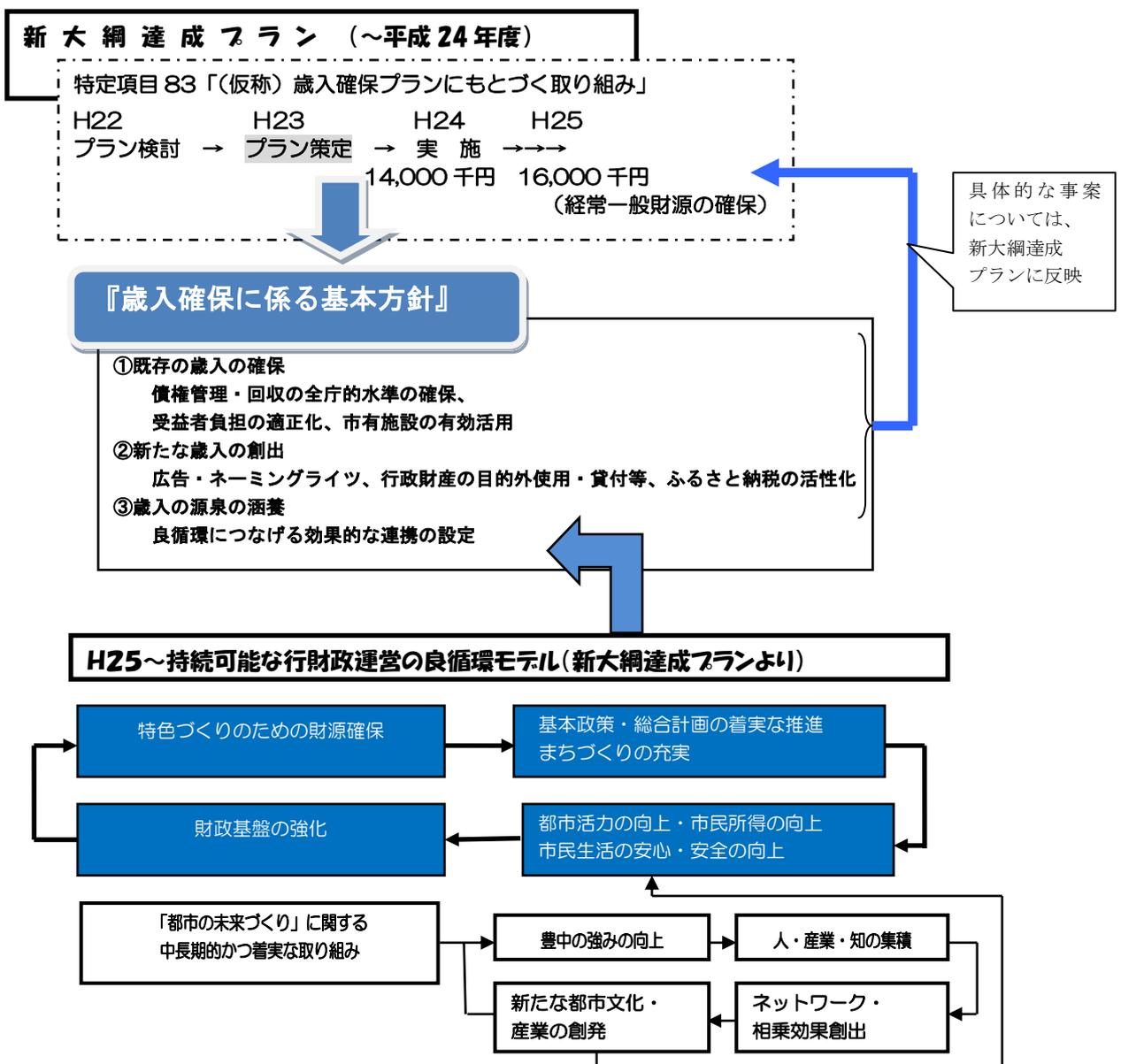
も く じ

はじめに	P 1
第 1 章	歳入確保の必要性 P 3
第 1 節	少子高齢化社会の財政運営 P 3
第 2 節	経常収支比率 95%の達成・維持のために P 5
第 2 章	これまでの取組みと今後の課題 P 7
第 1 節	既存の歳入の確保におけるこれまでの取組みと今後の課題 P 7
第 2 節	新たな歳入の創出におけるこれまでの取組みと今後の課題 P 9
第 3 節	歳入の源泉の涵養におけるこれまでの取組みと今後の課題 P11
第 3 章	歳入確保に係る基本方針 P14
第 1 節	既存の歳入の確保に係る基本方針 P14
第 2 節	新たな歳入の創出に係る基本方針 P18
第 3 節	歳入の源泉の涵養に係る基本方針 P19
第 4 章	めざすべき方向 P21
第 5 章	具体的な取組み P23

はじめに

『新・豊中市行財政改革大綱』（平成19年（2007年）8月）では、歳入の確保についても新たな手法を導入しつつ財政の健全化に取り組むこととし、『新・豊中市行財政改革プラン（新大綱達成プラン）』（平成23年（2011年）2月）（以下、「新大綱達成プラン」といいます。）において、平成25年度（2013年度）以降の持続可能な行財政構造を確立するため、財政の健全化に向けた行財政改革の指標の一つである経常収支比率を平成25年度（2013年度）当初予算で95%以下とする目標を掲げています。

また、新大綱達成プランでは、平成25年度（2013年度）以降における持続可能な行財政運営のための良循環モデル（下図参照）を示しています。



この『歳入確保に係る基本方針』は、①既存の歳入の確保、②新たな歳入の創出、③歳入の源泉の涵養（かんよう）の三つの観点から、歳入確保に係る取組みの方向性を明確に示すことで、平成 25 年度（2013 年度）当初予算における経常収支比率 95%以下の達成と、その目標達成後の持続可能な財政構造の構築・維持に資することを目的とするものです。

なお、歳入確保に係る具体的な事案については、四半期毎に新大綱達成プランに反映することとしているため、新大綱達成プランに示している「(仮称) 歳入確保プラン」に代わるものとして、この『歳入確保に係る基本方針』を策定します。

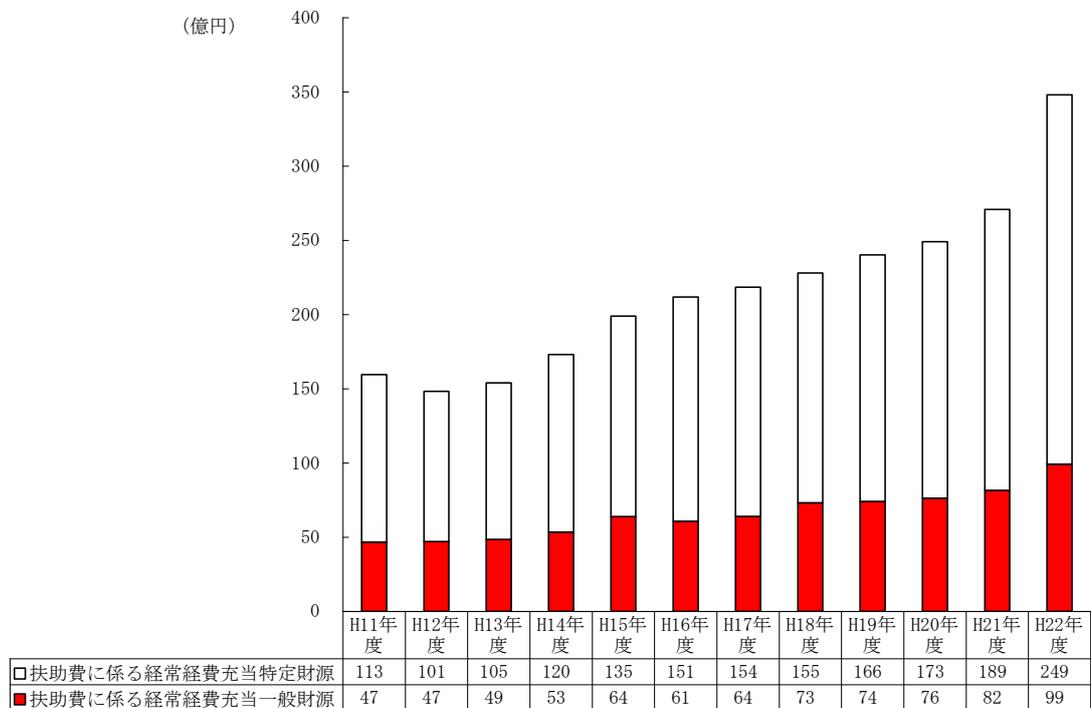
第1章 歳入確保の必要性

第1節 少子高齢化社会の財政運営

本市では、福祉や医療費等の社会保障関連における経費が増加する傾向があります。次の図は、そのことを示す指標として、平成11年度（1999年度）の財政非常事態宣言以降の本市における扶助費¹の推移を表したものです。

扶助費に係る経常経費充当一般財源²は、平成22年度（2010年度）までの11年間に約52億円増加しています。扶助費は義務的な経費であり、これまで他の経費に回すことができていた一般財源を扶助費に充当しなければならない状況が年々高まってきています。

【増加傾向にある扶助費】



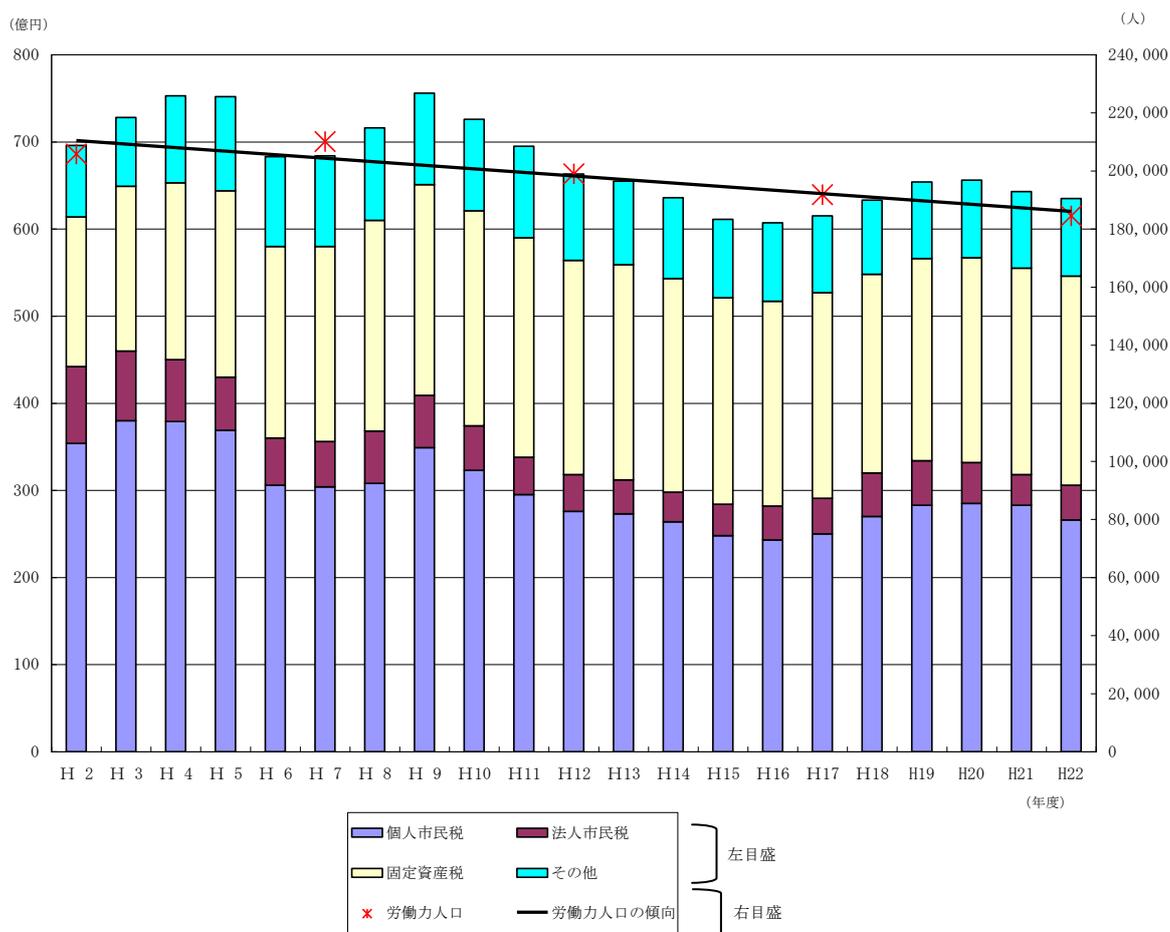
出典：地方財政状況調査

¹ 「扶助費」とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のことをいいます。

² 「経常経費充当一般財源」とは、経常経費（毎年度、固定的に支出される経費）に充当される一般財源（用途が特定されず自由に使用する収入）のことをいいます。

また、少子高齢化社会では、労働力人口³が減少することによる税収の減少が危惧されます。次の図は、本市の市税収入と労働力人口の推移を表したものです。

【市税収入と労働力人口の推移】



出典：豊中市市税概要及び統計書

本市の労働力人口は、平成 2 年度（1990 年度）には 205,812 人であったのが、平成 17 年度（2005 年度）には 191,814 人、平成 22 年度（2010 年度）には 184,524 人と減少傾向にあります。景気変動等による影響もあると考えられますが、それに対応して、市税収入は特に市民税で減少傾向にあり、本市が持続可能な財政運営を実現するためには、歳入面からも何らかの方策を講じる必要があります。

³ 「労働力人口」とは、15 歳以上の人口から、通学者、家事従事者、障害者、高齢者など、生産活動に従事しない非労働力人口を差し引いた人口のことをいいます。

第2節 経常収支比率95%の達成・維持のために

歳入の中には、市税等のように用途が決まっていない一般財源と、国・都道府県支出金や施設使用料等のように用途が明確に決まっている特定財源があり、一般財源・特定財源とも、経常的に収入するものと、臨時的に収入するものがあります。また、用途に着目してみると、特定財源については、経常経費と臨時経費に充当するものに分類され、結果として一般財源も経常経費と臨時経費に充当されることとなります。

新大綱達成プランで平成25年度(2013年度)当初予算95%以下とすることを目標に掲げている経常収支比率は、次の図のとおり経常経費充当一般財源(a)÷経常財源のうち一般財源(A)で求められ、経常的な収入で経常的な支出を賄っているかを示している指標です。比率を歳入面から改善させるためには、分母である経常財源のうち一般財源(A)を増加させる方法と、分子のうち経常経費に充当する特定財源(b)を増加させて、経常経費に充当する一般財源(a)を少なくする方法があります。

新大綱達成プランでは、経常一般財源(A)を増加させることを「(仮称)歳入確保プラン」に基づく取組みとしておりますが、経常収支比率を改善するという観点に立つと、経常経費に充当する特定財源(b)の増加も視野に入れる必要があります。

【経常収支比率のイメージ】

分子	臨時経費		経常経費	
	臨時経費充当 特定財源	臨時経費充当 一般財源	経常経費充当 特定財源(b)	経常経費充当 一般財源(a)
分母	臨時財源		経常財源	
	特定財源	一般財源	特定財源	一般財源(A)

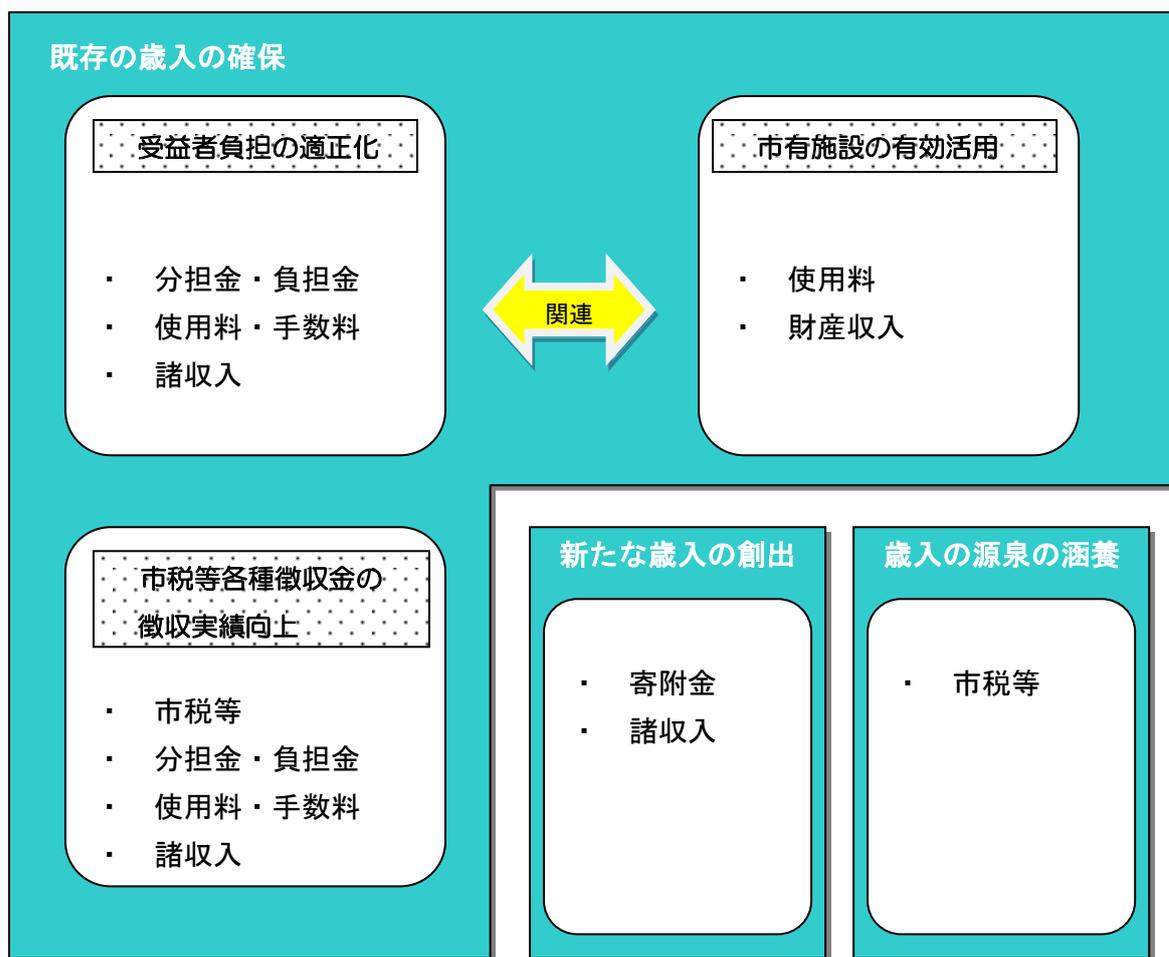
$$\text{経常収支比率} = \frac{(a)}{(A)}$$

さらに、依存財源である地方交付税や国・都道府県支出金を確保することも非常に大切ですが、現下の国の財政状況から、これら依存財源の将来見通しが不透明であることに加え、自立した行財政運営を築いていく観点においては、基本的には可能な限り自主財源を中心とした財政構造とすることが重要です。そのため、歳入確保の取組みを進めるにあた

っては、自主財源の確保に最大限に努める必要があります。

そこで、この基本方針では、経常一般財源である市税のほか、経常経費に充当できる分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入等といった自主財源を主に検討対象とし、歳入確保における視点として次の図のとおり提示することとします。

【歳入確保の視点】



第2章 これまでの取組みと今後の課題

ここでは、前節で示した歳入確保の視点を踏まえつつ、**既存の歳入の確保、新たな歳入の創出、歳入の源泉の涵養**の三つの観点から、歳入確保に係るこれまでの本市の取組みを振り返り、そこから考えられる今後の課題について示します。

第1節 既存の歳入の確保におけるこれまでの取組みと今後の課題

(1) これまでの取組み

これまでの主な取組みとしては、**市税の課税対象の把握、徴収実績の向上、使用料等の見直し、市有施設の有効活用**が挙げられます。

①市税の課税対象の把握

本市は、これまで課税の公平性の確保という観点から課税対象の把握に努めてきました。たとえば、固定資産税において実地調査の取組みを強化するとともに、昭和63年度（1988年度）から航空写真撮影による経年異動判読業務を毎年行うことにより、登記物件以外の家屋の新增築について調査し、適切に課税してきたところです。また、国、府及び市の協力等による課税対象の把握にも努めています。

②徴収実績の向上

本市では、現在、「とよなか納税・納付コールセンター」を設置し、市税や市営住宅の家賃及び駐車場使用料、放課後こどもクラブ会費、生活援護資金貸付償還金について、納付の呼びかけを行っています。

また、徴収担当課に国税や府税の実務経験者を採用し、徴収に関する業務のノウハウを取り入れ、滞納整理を積極的に進めています。

③使用料等の見直し

本市では、平成11年度（1999年度）から平成13年度（2001年度）にかけて、全庁的に使用料・手数料の見直しを行いました。コスト計算に基づき算出した結果、現行料金と比較して大きく乖離がある場合に、利用者の急激な負担増に配慮しながら、段階的に改定したところです。その後、原則として4年毎に使用料・手数料の見直しを継続して検討してきました。

④市有施設の有効活用

本市では、『豊中市市有施設有効活用計画』を平成23年（2011年）7月に策定し、これに基づく取組みをすすめているところです。

同計画においては、市有施設の有効活用の一環として、施設・事業の目的及び性質に応じて受益者に負担を求めべき基準を設定し、適正な使用料の徴収をめざしています。

なお、現在は、同計画に基づき見直しを行う「特定施設」の選定等に取り組んでいます。

（2）今後の課題

①市税の課税対象の把握や②徴収実績の向上は、これまでに課題を分析し、解決のための方策を講じてきていますので、現行の取組みをより一層強化することが重要です。

特に、②徴収実績の向上については、市税等の強制徴収公債権⁴だけでなく、廃棄物処理手数料等の非強制徴収公債権⁵や、市営住宅使用料、水道使用料等といった私債権⁶におけるより一層の徴収実績の向上を図ることが肝要です。なお、平成24年度（2012年度）から大阪弁護士会の協力を得て専門的な研修を実施し、非強制徴収公債権や私債権の整理回収スキルの向上を図っています。

また、③使用料等の見直しについては、これまでの見直しが現行料金とコスト単価との乖離を段階的に縮めていくことに主眼を置いたものでしたが、今後は、受益者負担⁷の明確な基準を設定し、あるべき公費と受益者負担の割合を示すなど、統一的な基準により使用料等の見直しを図ることが大切です。

④市有施設の有効活用については、『豊中市市有施設有効活用計画』に基づくとともに上記の受益者負担の基準を踏まえ、施設使用料の見直しを行う必要があります。さらに、同計画に基づき特定施設のアクションプランを着実に策定・実施し、その結果、廃止・移転となった施設やその跡地については、地域の活性化につながる有効活用の取組みを通じて、歳入の確保にも結びつけていく必要があります。

⁴ 「強制徴収公債権」とは、市税や国民健康保険料、保育料等、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる公法上の処分に基づいた債権（公債権）のことをいいます。

⁵ 「非強制徴収公債権」とは、公債権のうち、法律上の根拠がなく、裁判所による強制執行手続きのほかに、債務者から強制的に徴収することができないものをいいます。

⁶ 「私債権」とは、私法上の債権のことをいいます。

⁷ 「受益者負担」とは、特にその利益を受けるもの（受益者）がその利益に応じてその経費を負担することをいいます。

第2節 新たな歳入の創出におけるこれまでの取組みと今後の課題

(1) これまでの取組み

これまでの主な取組みとしては、広告料収入の拡大、公募による自動販売機の設置に伴う使用料収入の拡大、「ふるさと納税」制度の活用、とよなか・ほっとライト事業が挙げられます。

① 広告料収入の拡大

本市では、平成18年（2006年）10月の『豊中市広告掲載等に関する基本指針』や『有料広告掲載までの流れ』、平成19年（2007年）1月の『有料広告掲載基準例』などに沿って取組みを進めています。本市の事例としては、広報誌をはじめ、テレホンガイド、ホームページバナー、まちかねビジョン（電子掲示板）、納税通知書送付用封筒などがあります。印刷物での広告掲載の場合は、広告入りの封筒等の提供を受ける手法もあり、経費の削減につながっています。

② 公募による自動販売機の設置に伴う使用料収入の拡大

本市では、平成23年（2011年）2月に『市有財産における清涼飲料自動販売機の設置に係る基本的な考え方について』を示し、自動販売機の設置の公募を行い、収入増加を図っています。なお、平成24年（2012年）2月には、市内の公園の一部においても自動販売機の設置について公募を行ったところです。

③ 「ふるさと納税」制度の活用

平成20年度（2008年度）の地方税法の改正により、地方自治体に寄附された場合の個人住民税の控除の仕組みが拡大し、いわゆる「ふるさと納税」制度が創設されました。これを機に、あらかじめメニューを示し、用途を明確にして寄附を募る手法が全国的に広がりました。

本市においても、「ふるさと納税」が始まる以前から寄附は受け付けていましたが、平成20年（2008年）12月「豊中市を応援するための寄附条例」を制定し、既存の基金に加えて新たに豊中市まちづくり応援基金などを設置し、広く寄附を募る取組みを進めてきました。

【寄附メニュー】

- ア 公共施設（社会福祉施設・教育施設を除く。）、公共的施設の整備（文化施設の建設を除く。）
- イ 奨学金の貸付け
- ウ 社会福祉施設の整備、その他社会福祉（高齢福祉、障害福祉、児童福祉、社会福祉全般）
- エ 文化施設の建設
- オ 都市緑化の推進、緑の保全
- カ 美術品・美術に関する資料の収集
- キ 市民公益活動の推進
- ク 教育環境の整備など教育の振興
- ケ 地球温暖化防止事業の推進
- コ まちづくりに資する事業全般（ア～ケを除く。）

④とよなか・ほっとライト事業

とよなか・ほっとライト事業は、平成 24 年度（2012 年度）の新規事業で、事業者等との協働の一つの試みとして、街路灯の日常点検等を行うもので、その協賛金を維持管理費用の一部として活用していくものです。

（２）今後の課題

本市では、以上のような取組みを行ってきたところですが、先進都市では、この他にもさまざまな取組みが行われています。今後は、他市事例も参考にしながら、本市の実情に応じた取組みを進めていくことが重要です。

特に、当面、事業着手が見込めない道路等の事業予定地など、行政財産の目的外使用や貸付等を積極的に行うとともに、地域経済の活性化等を図る観点から、ネーミングライツ（施設命名権）の販売による諸収入の拡大等を図ることが肝要です。

また、「ふるさと納税」制度の活用について、より一層の寄附を募るための PR 方法についても検討する必要があります。

第3節 歳入の源泉の涵養におけるこれまでの取組みと今後の課題

(1) これまでの取組み

「涵養」とは「徐々に育むこと」であり、この基本方針においては、本市の「特色づくり」に取り組むことなどを通じて、市税等の歳入の源泉となる諸要素（第3章においてより詳しく分析）に働きかけることを「歳入の源泉の涵養」と表現します。

この「歳入の源泉の涵養」に寄与すると考えられる代表的なこれまでの取組みとしては、**産業振興、企業立地、空港を活かしたまちづくり**などが挙げられます。そのほか、都市の魅力づくりや市民活動の活性化などの取組みも、本市のブランドイメージを高めることで「歳入の源泉の涵養」につながってきたと考えられます。

①産業振興

本市では、平成元年度（1989年度）に『豊中市産業振興ビジョン』を策定し、「快適な都市に新しい産業が育ち、新しい産業が都市の生活者を快適にする」という基本理念のもと、産業振興を進めています。利便性の高い快適な都市にすることは都市の魅力の向上、事業所の新規事業への投資や、人口増につながると考えられます。平成23年度（2011年度）には、産業振興施策の基本方針と施策の再編を行い、『豊中市中小企業チャレンジ促進プラン』を策定し、平成24年度（2012年度）からは、「中小企業チャレンジ補助金」「中小企業チャレンジ支援事業」など、事業所の新たな取組みを誘発し、直接支援することで、より効果的な産業振興を進めています。

②企業立地

本市では、平成20年度（2008年度）から「豊中市企業立地促進条例」を施行し、事業所による市内への新規投資に奨励金を交付し、新たな企業立地や市内事業所の操業継続を促進しています。

企業立地促進には、奨励金交付だけでなく、立地手続きのスムーズ化、将来にわたる安定操業を担保する環境など、総合的な対応が求められます。施行以来、庁内関係部局の連携により、成果を上げてきていますが、同条例は時限立法であり、平成24年度（2012年度）末には失効するため、以降の展開についての検討が必要となっています。

③空港を活かしたまちづくり

市内に存在する空港周辺移転補償跡地などの国有地については、平成 21 年（2009 年）2 月に大阪航空局と民間信託銀行が信託契約を締結し、「分譲型（処分型）土地信託事業」による売却処分が進められてきました。

この取組みにより、これまで未・低利用地であったものが民間に売却され、その土地が事業所や住居に転用されることになれば、新築・増改築などの増加や人口の増加につながる事が期待できます。また、企業立地促進条例との一体的な展開により、相乗効果があるものと考えられます。さらに、大阪国際空港と関西国際空港の経営統合による民営化に伴い、非課税であった空港周辺の国有財産が、信託物件も含めすべて新会社に譲渡される予定で、本市の土地利用に大きな影響を与えることが想定されます。

大阪国際空港は、都心に近接した立地条件や、国土幹線などの広域交通や公共交通網とも相まって、極めて高い利便性を有しており、その潜在的可能性や将来性などから、市税収入の増加を見込める可能性が大きいと考えられます。

（2）今後の課題

①地域の発展と市税等の歳入の源泉の涵養

これまで本市は、大阪都心部の衛星都市として都市基盤の整った良好な住宅文教都市を形成してきました。市内には、大阪大学や大阪音楽大学といった学術機関があり、市民の教育に対する意識は非常に高く、良好な住環境や教育文化都市といったブランドイメージは本市の強みといえます。また、大阪国際空港や名神高速道路・中国縦貫自動車道といった重要インフラなどにより、ハイモビリティ都市としての立地条件にも恵まれています。

しかし、人口急増期に整備を進めた上下水道、道路、公園、教育・福祉施設等は老朽化しており、近い将来にはその更新に多額の費用を要するものと見込まれます。そのため、今後においても良好な住環境を維持するよう、地域資源を最大限に活用しながら地域を活性化させることで所要の財源を確保することが必要です。

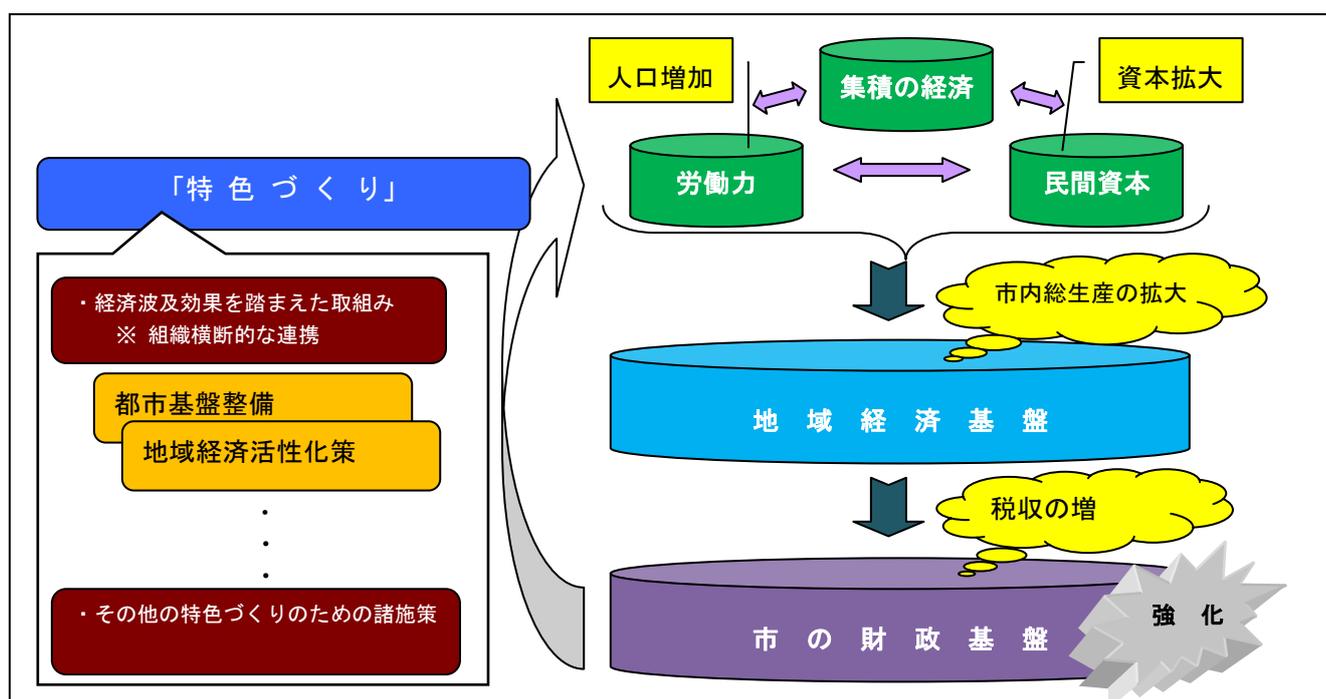
②経済循環を想定した財政基盤の強化スキーム

次の図は、経済的観点から見た良循環モデルを通じた市の財政基盤の強化スキームをイメージしたものです。市の財政基盤は、地域経済基盤に支えられています。これまでも本市は、地域経済基盤に対する直接的な地域経済活性化策や、道路整備等、社会資本の整

備を行ってきました。こうした諸施策は、地域経済基盤の強化による市税等の涵養策として一定効果があったものと考えられます。

そこで、市税等の涵養による歳入確保の観点から、地域経済基盤の強化を検討しようとしますと、労働力人口や民間資本の拡大、あるいは集積の経済⁸による利益の拡大を図るといった積極的な取組みを想定することができます。

【経済的観点から見た良循環モデルを通じた市の財政基盤の強化スキーム】



まず、これらの要素を拡大させることによって本市の市内総生産⁹を拡大させます。市内総生産が拡大することによって地域経済基盤が強化されますので、市税収入の確保につながり、市の財政基盤が強化されます。このように、経済波及効果を踏まえた取組みを行うことにより、本市の財政基盤の強化を図るとともに、それにより得た税収を原資に新たな「特色づくり」につなげるといった循環的な都市全体の収益性の向上をめざした取組みを進めることが重要です。

⁸ 「集積の経済」とは、同種類の産業や、異業種の事業者等が集中して立地することで得られる経済的利益をいいます。なお、この経済的利益は、民間資本や社会資本の整備が生み出す事業効果等によりもたらされるものと考えられています。

⁹ 「市内総生産」とは、市内で生産された付加価値額のことをいいます。

第3章 歳入確保に係る基本方針

第1節 既存の歳入の確保に係る基本方針

- 市税の課税対象の把握・市税ほか強制徴収公債権の徴収実績の向上については、これまで積み上げてきた課題分析や方策に基づき、現行の取組みを強化します。
- 今後は、非強制徴収公債権と私債権の徴収についても取組みを一層強化し、強制徴収公債権と同様の債権管理・回収の水準を全庁的に確保します。
- 使用料等については、受益者負担に係る統一的な基準を設定し、見直しを進めます。
- 市有施設の有効活用を着実に進めることを通じて、歳入の確保に結び付けます。

(1) 債権管理・回収の全庁的水準の確保

納付を確実なものとする事は、歳入確保の取組みとしても有効であり、現年度収入分を増やすことは滞納繰越分に移行するものを減らすことにつながりますので、重要な取組みであり、引き続き強化することとします。

また、市税や国民健康保険料、保育料等といった強制徴収公債権にとどまらず、非強制徴収公債権や私債権の回収にも積極的に努め、徴収実績の向上を図る取組みを進めます。

(2) 受益者負担の適正化

受益者負担は、使用料・手数料や分担金・負担金等（以下、「使用料・手数料等」といいます。）に適用するもので、行政サービスによる利益等が特定の個人に及ぶ際に、行政サービスの提供等に要する経費のすべてを市税収入に依らず、その受益者等に一定の負担を求める考え方です。

そのため、使用料・手数料等は、受益と負担の公平性を確保するとともに、必要な財源を確保する観点から常に見直し、その適正化を図る取組みを進めます。

① 統一的な基準の考え方

受益者負担によるべき総額に係る統一的な基準は、原則として次の算出式によることを基本とします。

$$\text{受益者負担によるべき総額} = \text{受益者負担割合} \times \text{管理運営費}$$

この式のうち、受益者負担割合は受益と負担の公平性の確保に関係し、管理運営費は必要な財源の算定方法に関わっています。

②受益と負担の公平性（受益者負担割合の考え方）

すべての行政サービスは、その性質に応じて、全額公費（市税）で負担することが妥当なものもあれば、全額受益者負担で賄うべきものもあり、また、一定の比率で公費と受益者のそれぞれが負担すべきものもあります。



合理的な受益者負担割合は、行政サービスの性質を次の4つの観点から分類し、検討します。

受益者	不特定多数の市民に広く及ぶものか、特定の受益者に限定されるものか
公益性	独立採算で実施すべきものか、一定の公費を投入すべきものか
代替性	民間で類似・同種のサービスの提供があるのか、ないのか
必需性	市民生活に必需のものか、必要や嗜好に応じて選択されるものか

行政サービスの分類基準としては、まず、「受益者」と「公益性」の存在の有無を掲げることとします。また、「代替性」と「必需性」の基準は、特に公の施設に係る使用料等における受益者負担のあり方に関係するものと位置づけます。

なお、受益者負担は、会館などの施設使用料のように所得に関係なく受けたサービス内容に応じた負担が設定されるものと、市営住宅の家賃や保育料のように、所得に応じた負担が設定されている場合があります。また、学校や図書館、公園、道路などは法令等で無料と定められている施設もあります。さらに、受益者負担の割合について、市に裁量の余地が与えられていないものもあります。

また、手数料については、特定の受益者に限定されるもので、独立採算で実施すべきも

のとして、原則として受益者負担割合を100%とします。ただし、全国的に統一して定めることが特に必要と認められているものとして、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で定める事務については、政令で定める当該金額を標準として定めることとします。

③管理運営費の算出方法

受益者負担によるべき総額を算出するための管理運営費は、原則として各事業年度における発生主義によるフルコストを基本とします。

このフルコストを基礎として算出した管理運営費と受益者負担割合を基礎に受益者負担によるべき総額を算定し、使用料・手数料等による受益者負担の状況をホームページ等で公開するなどの取組みを通じて、市民や職員等に受益者負担の状況等の周知を図ることとします。

なお、受益者負担を適用する個々の使用料・手数料等については、管理運営費の算出方法を基本としながら、当該使用料・手数料等の実態等を勘案しつつ、管理運営費の額を限度として大幅に下回らない範囲で原価等を算出し、受益者負担割合を適用することで当該使用料・手数料等の総額を算定し、それをベースに単価等の設定を行うこととします。

④見直し時期のルール

自治体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化するため、料金設定の算出根拠となった必要経費や利用者数などにも当然変化が生じます。そのため、統一的な基準を定めて料金設定をした場合でも、その料金が適正か否か、定期的な見直しを絶えず行う必要があります。そこで、見直し時期のルールについては、これまでと同様に原則として4年毎に検討することとします。

⑤減免の取扱い

以上のような考え方により使用料・手数料等を見直す取組みのほか、受益者負担の適正化につながる取組みとして、減免規定の見直しが考えられます。これまで、減免規定の見直しについても適宜見直しが図られてきたところですが、たとえば減免の方法によらず、条例で個々の対象者に対する使用料を複数、多段階に設定することが適切である場合も想定できます。このような観点も含めて減免のあり方については今後において検討を進める

こととします。

(3) 市有施設の有効活用

『豊中市市有施設有効活用計画』に基づき、市有施設の有効活用を着実に進めます。

また、課題のある施設を特定施設とするアプローチだけでなく、今後の地域づくりの拠点として複合化・多機能化・戦略的配置というアプローチから、地域の活性化につながる有効活用の取組みを通じて、歳入の確保にも結びつけていきます。

第2節 新たな歳入の創出に係る基本方針

- 先進的な他市事例も参考に、本市の実情に応じた取組みを積極的に進めます。重点的には、以下の取組みを進めます。
- 市有資産から歳入の創出に結びつく価値を発掘し、積極的に歳入化する観点から、市有資産を所管する部局において広告料収入・ネーミングライツ（施設命名権）・行政財産の目的外使用や貸付などが可能な資産を見出し、新たな歳入を創出します。
- 「豊中市を応援するための寄附条例」に基づく寄附をしようとする人の利便性を高めるとともに、本市の施策や地域の魅力を発信することにより、寄附の拡大を推進します。

（1）広告料収入の拡大、ネーミングライツ（施設命名権）の販売等

市有資産から歳入を創出してより一層の自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化等を図る観点から、広告料収入、ネーミングライツの販売による諸収入の拡大等を図ることとします。また、これまで取り組んだ公募による自動販売機の設置は、相当の効果があつたと認められるので、その設置が可能と考えられる市有施設には、積極的に検討することとします。

（2）行政財産の目的外使用や貸付

財産貸付収入は、これまで普通財産の貸付収入が主でしたが、平成18年（2006年）の地方自治法の改正により、行政財産の床面積又は敷地に余裕がある場合に貸付ができるようになってきました。これにより、一時的な使用を前提とした制度である行政財産の目的外使用に加え、長期安定的に1年を超えて行政財産の貸付が可能となりました。

市有財産について、何らかの理由により長期にわたって本来の目的に供することができない場合には、積極的に貸付等を行うことで歳入の確保を図ることとします。

（3）「ふるさと納税」の活性化

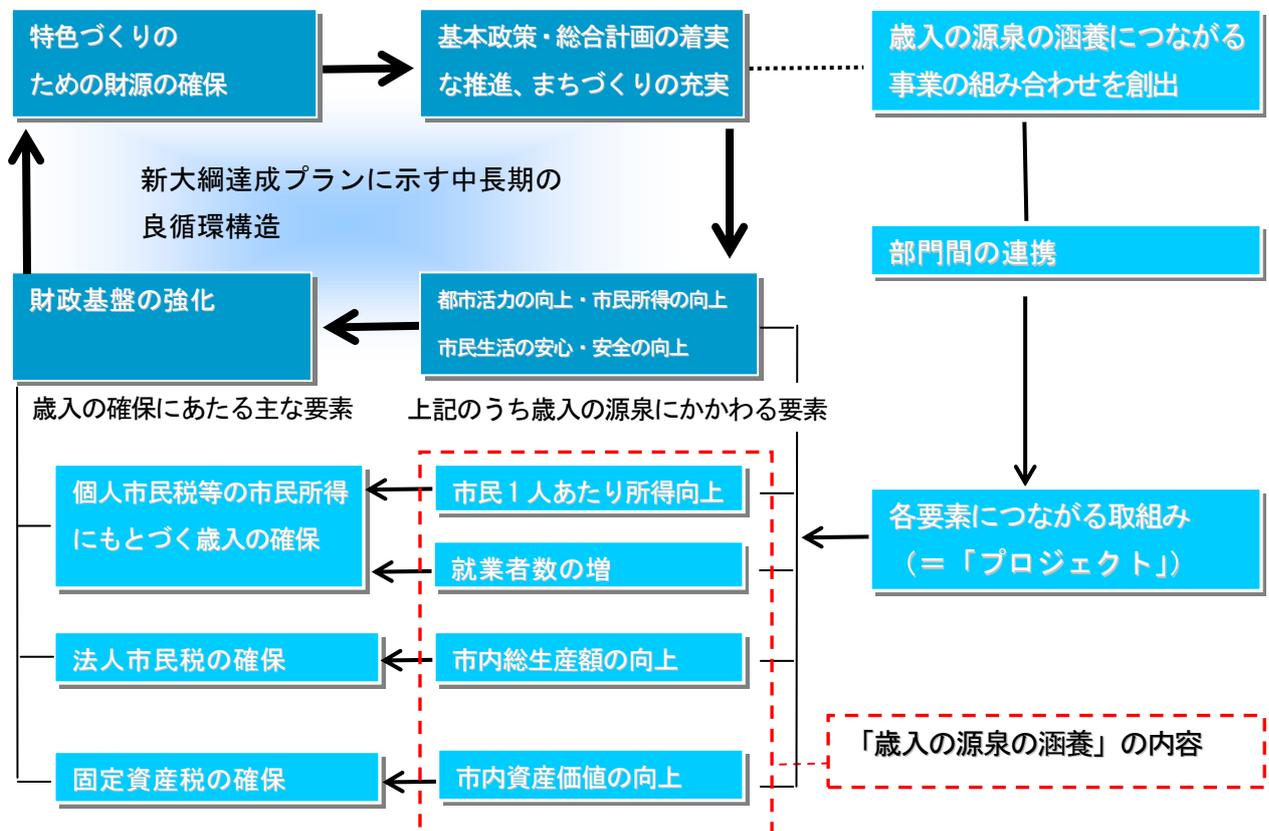
収納方法の多様化により寄附者の利便性を高めることで、市内居住者はもとより、市外居住者や事業者からの寄附を広く募る取組みの一環として、「ふるさと納税」に係るクレジット収納を導入します。

また、本市の魅力を内外に発信し、都市ブランドを向上させる観点から、本市を応援する寄附金の拡大に資するようPRに努めることとします。

第3節 歳入の源泉の涵養に係る基本方針

- 新大綱達成プランに示す中長期の「良循環構造」のなかに位置づけた取組みとして、「プロジェクト」を設定し、「都市活力の向上」「市民生活の安心・安全の向上」などとおした歳入の源泉の涵養を図ります。
 - 歳入の源泉を涵養することにつながる事業の組み合わせを（複数）創出し、部門間の連携により取り組みます。この各取組みを「プロジェクト」とします。
 - 歳入の源泉の具体的内容として「市民1人あたり所得」「就業者数」「市内総生産額」「市内資産価値」を設定し、それぞれの向上や増加をめざします。
 - 前項の各歳入の源泉の涵養を考える際には、富を市域外から移入させる観点に拠るのではなく、豊中の地域固有の資源を活用し、地域における各主体の連携・パートナーシップを高めることにより、市域内で新たな価値を創出して歳入の源泉の涵養に結びつけることをめざします。
- ※ なお、「プロジェクト」の考え方は歳入確保の取組み全般にも適用します。したがって、「歳入の源泉の涵養」の観点のほかに、第1節に示した「既存の歳入の確保」や第2節に示した「新たな歳入の創出」の観点からプロジェクトを設定する場合もあり得ます。

新大綱達成プランでは、「平成25年度（2013年度）以降の持続可能な行財政運営の良循環モデル」を示しています。そのモデルをベースに、歳入確保につながる要素やその源泉を整理すると、次の図のとおりとなります。



※前掲の関係性が示すこと

市の各施策・事業の主たる目的は住民福祉の向上にあり、歳入の確保を目的としているものではありませんが、市が実施する事業の多くは、生活環境を整備し、都市の活力を保つためのもので、結果的に市税等の歳入の源泉の涵養に働きかけています。そこで、「都市活力の向上」「市民生活の安心・安全の向上」などを実現し、その結果として歳入の確保につながるような効果的な連携を設定して取り組むことにより、それが「財政基盤の強化」「特色づくりのための財源の確保」につながり、施策・事業の一層の充実となって帰ってくる良循環が形づくられることとなります。

このイメージの「歳入の源泉にかかわる要素」をもとに、それにつながる要因と取組みを整理したものが次の表です。

①「歳入の源泉の涵養」の内容	②；①につながると想定する要因	③；②につながる取組み (=「プロジェクト」)
市民1人あたり所得向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化社会に即した新事業分野の創出 ● 地域雇用の創出 ● 生活困窮者のくらし再建 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療・福祉・介護のネットワークづくり ● 創業をはじめ企業のさまざまな挑戦の支援 ● 就労支援の充実 <p style="text-align: right;">などを効果的に連携させる。</p>
就業者数の増	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住人口の増 ● 子育て世代、高齢者等の就業の拡大 ● 地域雇用の創出 ● 生活困窮者のくらし再建 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市魅力の創造 ● 子育て世代、高齢者等への支援 ● 創業をはじめ企業のさまざまな挑戦の支援 ● 就労支援の充実 <p style="text-align: right;">などを効果的に連携させる。</p>
市内総生産額の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存産業の活性化 ● 地域雇用の創出 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域産業の支援 ● 企業の誘致、立地 ● 産官学連携による経営革新・技術革新促進 <p style="text-align: right;">などを効果的に連携させる。</p>
市内資産価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心・安全で住みやすい都市の創造 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市基盤の整備 ● 効果的な土地利用の促進 ● 医療・福祉・介護のネットワークづくり <p style="text-align: right;">などを効果的に連携させる。</p>

これらの取組みは、一つの部局で実施するものではなく、多分に組織横断的な性格を持つものです。そこで、部門間連携のしくみを構築することで、施策の相乗効果を引き出すことが重要となってきます。

また、これらの取組みを実施する際には、これまでの固定観念的な行政の守備範囲にこだわらず、「行政による公共サービス（＝行政サービス）の提供を中心とした領域」、「行政が支援すべき市民主導の領域」、「市民やNPO、事業者等が協働で担うべき領域」等へと公共サービスを再編することは、今後における大きな課題の一つです。

第4章 めざすべき方向

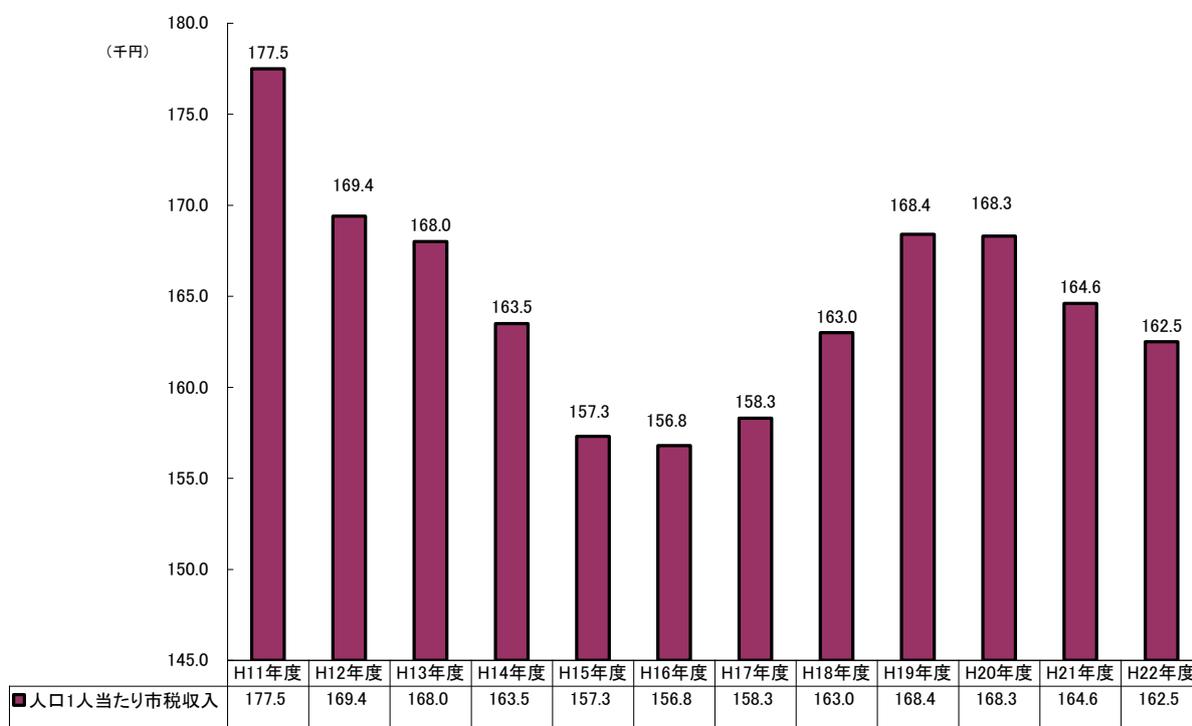
(1) 人口一人当たり市税収入の増加

人口一人当たり市税収入を増加基調にすることをめざします。

次の図は、平成11年度（1999年度）以降における人口一人当たり市税収入の推移を表したものです。

人口一人当たり市税収入は、平成11年度（1999年度）から平成22年度（2010年度）までの11年間で△15,000円の減少となっていることがわかります。

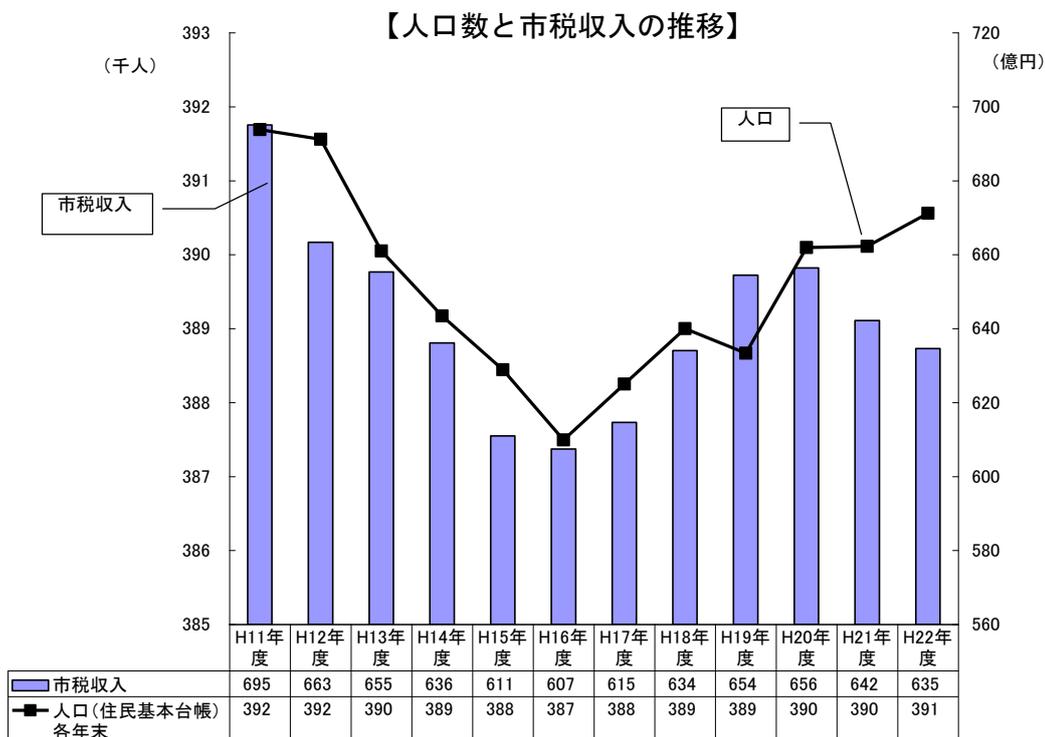
【人口一人当たり市税収入の推移】



出典：豊中市市税概要及び統計書

次の図は、人口一人当たり市税収入の分子、分母である、平成11年度（1999年度）以降の各年末における市税収入と住民基本台帳の人口数の推移を表しています。

減少傾向にあった人口が平成17年度（2005年度）以降上昇に転じ、平成19年度（2007年度）に若干減少したものの、平成22年度（2010年度）には平成13年度（2001年度）を超える390,560人まで回復しています。



出典：豊中市市税概要及び統計書

これに対して、人口一人当たり市税収入の推移を見ますと、平成 11 年度（1999 年度）に 177.5 千円であったものが、人口の減少率よりも市税収入の減少率が大きかったことから平成 16 年度（2004 年度）の 156.8 千円まで低下しています。その後、人口の増加率より市税収入の増加率が大きかったことからいったん上昇に転じました。しかし、平成 20 年（2008 年）9 月のリーマンショックによる影響等により、平成 21 年度（2009 年度）以降、これまでの傾向とは異なり、人口の増加に反して市税収入が減少するという推移を示していることから、平成 22 年度（2010 年度）以降の人口一人当たり市税収入の動向には、特に注意を払う必要があります。

（２）人口一人当たり自主財源の増加

政策評価の指標の一つである「人口一人当たり自主財源総額」を増加基調にすることをめざします。ただし、基金繰入運用金は臨時的な措置として基金から借り入れるものであり、また、繰越金は前年度の決算剰余金ですので、歳入を確保するというこの基本方針の趣旨に合致しません。そのため、基金繰入運用金及び繰越金以外の自主財源総額を対象とします。

第5章 具体的な取組み

(1) 取組み期間

平成 24 年度（2012 年度）から、『総合計画後期基本計画』の最終年度である平成 32 年度（2020 年度）までの 9 年間とします。ただし、その中間期である平成 27 年度（2015 年度）の段階で取組みを総括し、この基本方針の見直しを行うこととします。

(2) 取組み内容の整理

経常収支比率 95%以下に向けたものを短期的取組みとし、その目標達成後の持続可能な財政構造の構築・維持に資するためのものを中長期的取組みと整理して、それぞれについての取組みを同時並行で進めることとします。

区 分	目 的	主な取組み内容
短期的取組み	経常収支比率 95%以下に向けたもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の歳入の確保 債権管理・回収の強化 受益者負担の適正化 市有施設の有効活用 ● 新たな歳入の創出 広告・ネーミングライツ 行政財産の目的外使用・貸付等 ふるさと納税の活性化 など
中長期的取組み	目標達成後の持続可能な財政構造の構築・維持に資するためのもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 歳入の源泉の涵養 良循環につなげる効果的な連携

(3) 推進体制

①方針全体の推進体制

この基本方針に基づく取組みの総合調整や、統一の方針の検討・発信を行う総合的推進については、次の表のとおりとします。

時 期	総合的推進主体	事務局
平成 24 年度 (2012 年度)	行財政構造改革本部	行財政再建対策室 財務部財政室
平成 25 年度～平成 27 年度 (2013 年度～2015 年度)	平成 24 年度（2012 年度）に『新・豊中市行財政改革大綱』に基づく市の行財政改革の取組みを行財政構造改革本部において総括したうえでこの方針の推進主体を検討する。	

②この方針に基づく個々の具体的な取組みの推進体制

この基本方針に基づく個々の具体的な取組みは、各所管部局及びプロジェクトチームにおいて推進します。

(4) 進行管理

①方針全体の進行管理

上記(3)①の表に基づく推進体制において、進捗状況の把握と公表、方針の見直し等を行います。

②この方針に基づく個々の具体的な取組みの進行管理

各所管部局及びプロジェクトチームにおいて、必要に応じて事業計画を立案し、計画→実施→評価→改善という市のマネジメントサイクルに乗せて進行管理を行います。

(5) 今後の具体的な取組み

今後、重点的に取り組む具体的ないくつかの「プロジェクトテーマ」を設定したのち、必要に応じてプロジェクトチーム体制を構築して取組みを進めるものとします。実施段階においては、市のマネジメントサイクルを活用しつつ、創発的に具体策を創造していく、動的な取組みを展開します。

時 期	取組み内容	取組み主体
平成 24 年度 (2012 年度)	● 具体的プロジェクトテーマの抽出・設定	行財政構造改革本部
	● プロジェクトに関わる事業計画の進行管理 ● プロジェクト毎の実施体制の構想	各所管部局及び プロジェクトチーム
平成 25 年度～平成 27 年度 (2013 年度～2015 年度)	● 具体的プロジェクトテーマの抽出・設定の継続	P23 (3) 推進体制の表中「総合的推進主体」と同じ
	● 新たに設定されたプロジェクトに関わる事業計画の進行管理 ● 新たに設定されたプロジェクト毎の実施体制の構想 ● それぞれの実施体制による各プロジェクトの推進	各所管部局及び プロジェクトチーム

なお、プロジェクトテーマ毎に今後取り組むにあたり、計画→実施の段階での取り組み方を性質別に整理すると、次の表のようになります。この表に示したとおり、平成 24 年度（2012 年度）以降取り組んでいきます。

プロジェクトテーマの性質	計画	実施
<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の取り組み及びその連携状況で成果が見込めるもの 	現行の取り組みを継続（既存の取り組みをプロジェクトの一つと位置づける。）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の取り組み間の連携を強化する必要があるもの ● 現行の取り組み間で新たな連携を行う必要があるもの ● 新たな取り組みを一部追加する必要があるもの 	新規事業計画を各所管部局で進行管理	必要に応じてプロジェクトチームを設置して実施

歳入確保に係る基本方針

平成 24 年(2012 年)7 月

発行元 豊中市行財政構造改革本部
(事務局) 豊中市財務部財政室

Tel 6858-2121

Fax 6858-3184